



教宣ニュース

第30号
自治労
北見市職員労働組合
〒090-8501
北見市北5条東2丁目
電話 0157-25-1198
FAX 0157-25-5357

2010人事院勧告情報 『地方公務員給与決定』に係る交渉

人事院勧告を踏まえた 地公給与決定に関する交渉を実施

公務員連絡会地公部会は、8月11日に総務省に提出した「2010年地方公務員給与決定等に関する申入れ」に対して、次のとおり回答を受けたのでお知らせします。

1. 地方公務員の給与決定について、地公法第24条3項の趣旨を踏まえた自治体の自己決定が尊重されるよう対応する。

(総務省回答)
地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨に則ることが原則である。その上で、労使間の交渉もあり、地方公共団体において地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体において条例で定められるべきものである。地域主権を本格的に推進することが重要課題とされており、そのためには地方公共団体の行政運営に対するさらなる国民・住民の理解と信頼を得ることが重要である。総務省としても地方公務員法の趣旨を踏まえ助言を行ってまいりたい。

2. 労働基本権の代償機能である各人事委員会がその機能をより一層果たすよう要請すること。また、減額措置を実施している自治体においては、給与減額後の支給額を職員給与とすること。

(総務省回答)
人事委員会勧告を尊重することが基本である。地方公務員給与に対する厳しい意見がある中で、人事委員会がその機能を發揮し、説明責任を果たすことが求められている。

独自の給与削減措置は、人事委員会の勧告の外で、財政上の理由等から長及び議会の判断で実施されるものであり、当該団体の財政事情は人事委員会が勧告を行うに際して考慮すべき要素ではないと考えられる。職員の給与水準は民間の給与水準への準拠が基本であることから、人事委員会としては「あるべき水準」である削減前の給与水準と民間の給与水準を比較することが適切であると考えている。

3. 50歳台後半層の職員給与を一律に引き下げる措置は、職務給や能力・実績主義の原則という公務員給与の基本原則に反することから、各自治体に対して一律に引き下げるこの措置を実施するよう求めないこと。

(総務省回答)
地方公務員法第24条第3項により、地方公務員の給与は、国家公務員の給与等を考慮して定めなければならないとされている。

国において、人事院勧告の通り、50歳台後半層の職員の俸給及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減ずることとなれば、総務省からは、地方公共団体においても、国の取扱いを基本とした措置を講ずるよう助言する予定である。

4. 公営企業および技能労務職員の給与については、当該職員に労働協約締結権が保障されていることを踏まえ、労使交渉に基づき自主的・主体的決定を尊重すること。

(総務省回答)
地方公共団体の技能労務職員等の給与については、一般行政職と異なり、人事委員会勧告の対象とはならず、労使交渉を経て労働協約を締結することができるとは認識している。一方、法律上、その職務の性格や内容を踏まえつつ、同一又は類似の職種に従事する民間従業者との均衡に配慮することが求められるものである。この点に関しては、同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないかと、国民各層からの厳しい批判、指摘があったところである。各地方公共団体においては、技能労務職員等の給与について情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要であると考えている。



補助機関合同ビールパーティー



9月22日(水)
・受付 午後5時45分
・開会 午後6時30分

北見経済センター
1階 1号室

券代 1,000円

みんなで参加して、みんなで盛り上げよう!!

補助機関役員が、券を売りにお伺いしますので、ご協力をよろしくお願いたします



幸せ感じ安心なくらし!!
豊かな北見を語る夕べ



日時

10月13日(水)

午後6時より

会場

北見市経済センター3F

会費

2,000円

主催 小谷つねひこと「豊かな北見をつくる会」

5. 国の病気休暇制度に関わつて、各地方自治体における労使交渉を尊重すること。

(総務省回答)

地方公共団体の職員の休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第5項の規定により、国等の職員との権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないものである。

国の病気休暇制度の見直しが行われた場合には、各地方公共団体においては、地方公務員法の趣旨に則り、適切に対応していただきたいと考えている。

6. 段階的定年延長に関つては、地方自治体においても、国に遅れないよう制度設計を進めること。それに当たつて、地方公務員の実情を踏まえたものとなるよう、地方公務員部会との十分な交渉・協議の場を設けること。

(総務省回答)

地方公務員の定年は、地方公務員法第28条の2第2項において、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」とされている。人事院勧告時の報告で「制度の骨格」が示されたことから、地方公務員についても国家公務員の検討の動向や地方自治体関係者の意見を十分踏まえた上で、その対応を検討してまいりたい。

7. 総人件費改革に関わる自治体職員定数については、「集中改革プラン」を超える純減を求めないこと。

(総務省回答)

地方公共団体では、集中改革プランにより、平成17年から平成22年までの5年間で、6.4%の純減目標を自主的に定めて取り組んでいただいている。平成21年までの4年間の純減率は、6.2%となつており、各地方公共団体で大変なご努力をいただいている。

集中改革プランについては、本年度で区切りを迎えたが、例えば、「地方公共団体定員管理研究会」の報告書でも、各地方公共団体においては、部門ごと、個別団体ごとの課題が多様になつており、地域の実情に依りて、主体的に適正な定員管理に取り組み必要があると指摘されている。

総務省としては、厳しい財政状況が続く中で、安全かつ良質な公共サービスが確保、効率的かつ適正に実施されるためにも、引き続き自主的に行政改革に取り組み組んでいただくことが重要と考えている。

8. 地方公務員の人事評価制度の見直しについて「助言」する場合には、4原則2要件を具備した制度となるよう組合と十分に交渉・協議した上、合意と納得を得ることとする。

(総務省回答)

総務省としては、勤務成績を適切に評価するためには、公正かつ客観的な人事評価を活用することが重要であると認識しており、各地方公共団体において、国家公務員の人事評価制度も参考としながら、人事評価の実施及びその結果の活用に努めていただきたいと考えている。

これらの回答に対して、地公部会は、さらに次のように総務省の見解を質した。

これらに対する見解は、地公部会に問い合わせる。

(1)人事委員会の役割として、そもそも、実際にもらっている給与をもとに検討を行うべきではないのか。机上の数字を使われても納得できない。このようなことが何年も続けられており、もう限界に達している。再検討すべきだ。

(2)人事委員会の給与勧告に関わつては、国における退職管理の見直しにより、比較的給与の高い高齢層の割合が増えたこと、比較的若い年齢層の職員で構成する社会保険庁が廃止され民間に移行したこと、地方公務員は56歳後半層の職員構成比が国家公務員より多いことなど、国と地方自治体の事情の違いを十分踏まえること、民間給与と実態を正確に把握する必要があると考えるが、見解は如何。

(3)50歳後半層の職員給与を一律に引き下げる措置に対して人事院は、民間が高齢層の給与を引き下げる場合の事由別のデータなど、一切のデータを示さなかった。本来、こうした措置を行う場合には、民間実態調査などを実施して、それに基づいて施策を検討するのが当然ではないかと考える。総務省としての見解をお聞かせいただきたい。

(4)今回、人事院は、官民較差解消の方法として、55歳を超える職員の減額支給等、俸給表の引下げという二つの配分の措置をとった。給料や諸手当の具体的な配分は、民間の状況、公務部内の任用や勤務の実態等を考慮しつつ、組合との十分な交渉・協議のもとで決定される必要があると考えるが、見解は如何。

これらの質問に対して、総務省側は、次の通り見解を示した。

人事院の報告において、50歳台後半層の給与水準に関し、50歳台後半層の官民の給与差が拡大している状況について、公務員給与の在り方として適当でないことから、当面の措置として本年の民間給与との較差を解消するための措置を通じてその是正を図る旨、記述されている。

また、今後の定年延長の実施に当たつて50歳台後半層の給与制度を見直すことが考えられるとされている。総務省としては、このような点に鑑み、当該勧告内容は高齢層給与の制度的な見直しの一環であると認識している。各地方公共団体においては、均衡の原則の趣旨を踏まえ、国の取扱いを基本とした措置を講じていただきたいと考えている。

また、中立・第三者機関である人事院の勧告については、総務省としてコメントする立場にはない。人事委員会が給与勧告にあたり、どのような検討を行うかについては、各人事委員会において主体的に判断されるものである。

これらの回答に対して、地公部会は、「極めて不満の多い回答であり、納得できない。各人事委員会がそれぞれの地域の実情を踏まえて、主体的な判断ができるよう総務省として最大限努力を頂きたい」と述べ、交渉を終了した。

市職労としても、総務省との交渉結果を注視しつつ労働者の生活を守るため、確定期闘争に向けた運動を展開していきます。

自治労共済からのお知らせ

火災 共済

+

自然 災害 共済

火災、落雷、風水害、地震から盗難までワイドに保障損害を「再取得価額」で認定するので安心です

「再取得価額」とは、被害あったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な金額をいいます。

9月に開催する福利共済推進委員会で申込書を配布いたしますのでご検討ください。

不明な点は書記局までご連絡ください。(内線542)

第41回 無料法律相談

とき 8月28日(土)
 ・相談時間 13:00～16:30
 ・受付時間 12:30～16:00

ところ 北見市民会館
 個人営業を除き会社相談は受けません

連合北見・連合網走・連合美幌と弁護士「青年法律家協会北海道支部」が共催している「無料法律相談」が開催されます。北見市在住者であれば無料で相談ができますので、交通事故、相続、多重債務、医療問題、労働問題等「相談したいが、弁護士事務所に行くまでの事案か?」などと悩んでいる組合員や知人などがいます。ぜひ相談してみてください。